

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

団体名	社会福祉法人 千葉県社会福祉事業団	県所管課	健康福祉部障害福祉課
代表者	理事長 小川 延英	電 話	043(223)2339
所在地	千葉県袖ヶ浦市葦波3108-1		
電 話	0438(62)2722		
設立年月日	昭和41年7月20日		
ホームページ アドレス	http://www1.ttcn.ne.jp/fukushi.or.chiba/		
事業内容	知的障害者更生施設「更生園」及び知的障害児施設「養育園」の管理経営。知的障害者授産施設「ながうらワークホーム」、共同生活援助事業（グループホーム）及び児童デイサービスの経営。		

1 出資等の状況(H20.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	10,000
------------	--------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	10,000	100.0%	1	

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H20.4.1現在)

社員総数	
------	--

区 分		社員数	主な者
内 訳	地方公共 団体	県	
		市町村	
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

3 財務状況 ※

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
総資産	1,362,697	1,282,521	1,367,935
負債	1,285,561	1,152,075	1,192,525
資本	77,136	130,446	175,410
累積損益	58,704	112,643	156,876

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
総収入 (＝売上高＋営業外収益＋特別利益)	3,699,418	1,929,686	1,917,585
経常損益	26,841	53,309	44,964
当期損益	26,841	53,309	44,964
減価償却前当期損益	27,538	53,939	45,689

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	17年度	18年度	19年度
借入金残高	0	0	0
うち県からの借入金残高	0	0	0
うち県以外からの借入金残高	0	0	0
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高	0	0	0

※公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

〈貸借対照表〉 資本⇒正味財産の部合計

累積損益⇒基本金等を除く正味財産額

〈損益計算書〉 損益計算書⇒収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)⇒総収入(＝当期収入合計－借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益⇒当期正味財産増減額－(特別損益項目の資産の増減＋特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益⇒当期正味財産増減額

減価償却前当期損益⇒当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(1) 委託料・補助金等

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	17年度	18年度	19年度
委託料	袖ヶ浦福祉センター管理運営委託	2,836,255	1,025,577	1,038,513
補助金・交付金・負担金	グループホーム補助金等	5,898	9,447	11,325
合計		2,842,153	1,035,024	1,049,838

(2) その他

利子補給				
税の減免額				
出資金				
貸付金				
上記以外のもの				
合計		0	0	0

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(1) 役職員数

(単位:人)

項目	17年度	18年度	19年度
常勤役員数	2	2	2
うち県退職者	0	0	0
うち県派遣職員	1	1	1
常勤職員数	145	123	131
うち県退職者	0	0	0
うち県派遣職員	6	2	0

(2) 役職員の平均年収等の状況

項目	18年度	19年度
役員数(県派遣又は県OB)	2人(1人)	1.83人(0.83人)
役員平均年齢(各年度末年齢)	58歳	59歳
平均年収(千円)	11,588千円	11,504千円
職員数(県派遣又は県OB)	123人(2人)	131人(0人)
職員平均年齢	41.1歳	40.4歳
平均年収(千円)	5,912千円	5,536千円

① 対象は常勤の役職員です。(嘱託職員、日々雇用職員は除く。)

② 役職員数は実人員を記入してください。

③ 平均年収は、役員報酬や給料等総人件費を実人員で除して算出してください。

※実人員の考え方

・4月に役員が4人いて、年度途中で2人交替し、年度末に4人であった場合の実人員は4人

・4月に役員が5人いて、10月から1人減り、年度末に4人であった場合の実人員は4.5人

7 見直し方針の取組状況

見直し方針	経営改善
見直しの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に県立施設のあり方検討会を立ち上げ、障害者自立支援法下の県立施設の役割、サービス内容等について検討していく。 ・指定管理期間(5年間)終了後の再募集に向け民間法人と競争できるだけの財務体質の強化を図る。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に県立施設のあり方検討会を立ち上げ、検討を開始した。 ・平成18年度から独自給料表に移行(最大25%の給与削減)し、人事考課制度を導入し平成19年度冬季賞与から反映させた。
その他(特記事項等)	

※平成18年10月12日に千葉県行政改革推進本部で見直しを決定した27団体以外の団体については、平成14年に決定した方針とその取組状況を記載ください。